

金津東小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和 7年4月1日 改定

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めるものとします。それにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目指します。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にすること、自己有用感を育てながら、他者を思いやり、互いに助け合う「温かな心」と、勇気をもって正しい行動ができる「正義の心」を育てることの2つの教育を重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
 - (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、生命や人権を大切にする心を育てるとともに、発達障害等のある児童がいじめを受けることがないように、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う心を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行い、人との関わりの中で、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組みの改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童のよい点や頑張っている点を積極的に認め、ほめている。
- ・児童のよくない行動や態度に対して、その場で適切な指導をしている。
- ・児童が、自分は周りの人にとって大切な役割をもっていると感じる場を設定している。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・いじめにかかわる情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・いじめの行為が疑われる場合は、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。

【児童】

- ・周りの人にやさしくすることができる。
- ・いじめを見たら、大人に知らせたり止めたりすることができる。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもたち一人一人を大切にし、温かく指導している。
- ・わが子は、周囲の人を思いやる言動ができています。
- ・子どものことで、気軽に学校に相談できる。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、対処の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○いじめ防止指導計画の整備

いじめの未然防止のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があり、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組めます。また、平時から「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を用いて点検します。

○学力向上のための授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

規律や秩序の確立を通して、児童が安心して学校生活が送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、児童の生活基盤である「心の居場所づくり」に努めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特別な配慮が必要な児童に対する支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童

○SOS の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するように努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聴き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

日常的に、児童の様子で気になることについて教員同士が情報交換を行い、適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進め、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めて組織的に対応し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機

関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

① 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

② いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(7) いじめによる重大事態への対処

(「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務)

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い(30日間を目安とする)」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

- ・ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通じて当該学校の設置者に速やかに報告します。
- ・ 学校が調査主体になる場合は、「いじめ対応サポート班」の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・ 市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。
- ・ いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的(月1回以上)に開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当 等

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

・教職員、児童、保護者に対し、学校いじめ防止基本方針についての

周知

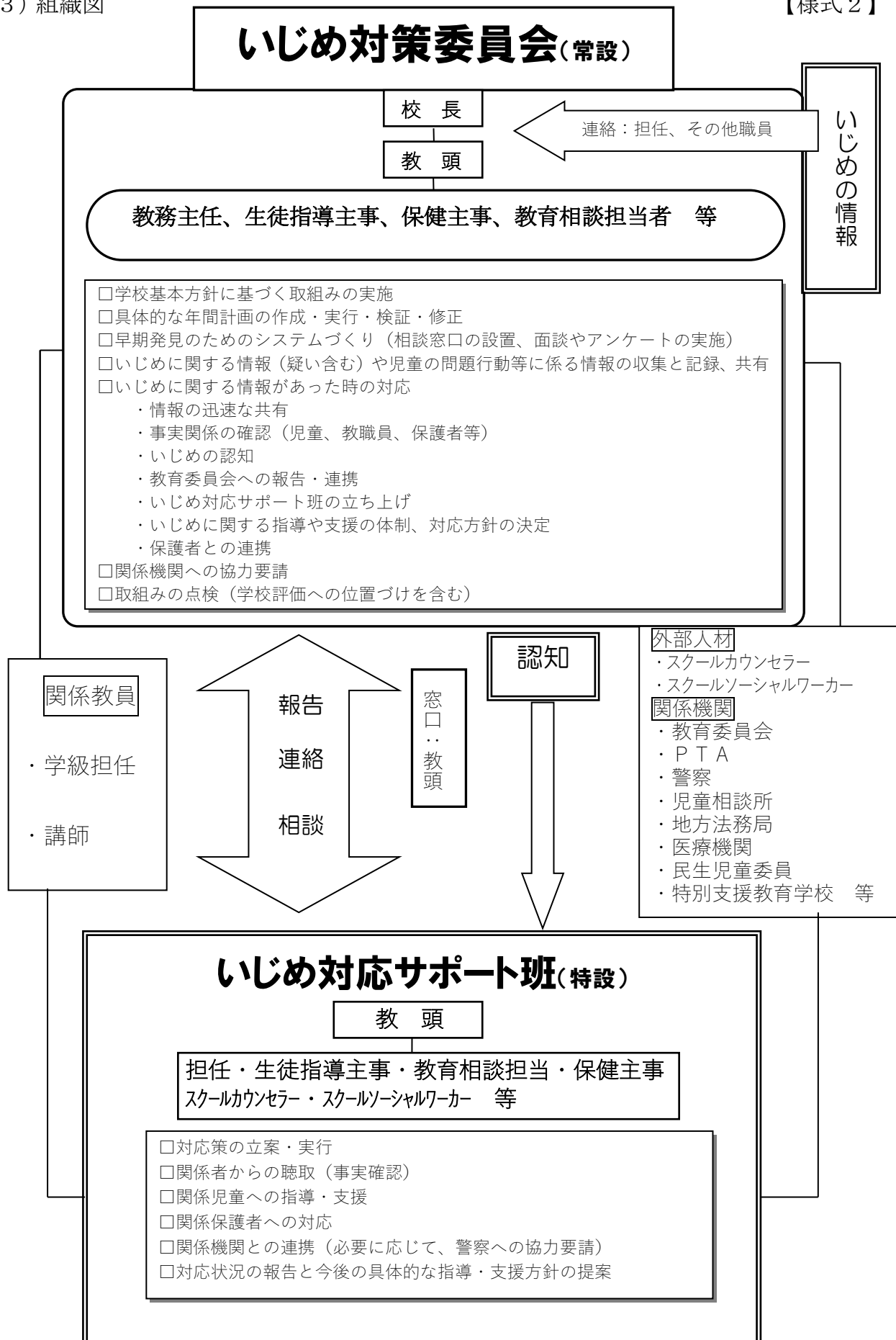
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・共通理解を高める校内研修の企画運営
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間：2年間）
- ・いじめの認知
- ・「いじめサポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

（構成員）教頭、生徒指導主事、担任、教育相談担当、保健主事、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害児童やその保護者への継続的な支援
 - ・加害児童への指導やその保護者への説明
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携



5 いじめ対策の年間行動計画 [4～6月]

【様式3】

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 (チェックリスト確認) ↓ 基本方針の公表	いじめの自己チェック					
		前期委員会紹介 ・リーダーの存在感、自己有用感					
		「生活チャレンジ週間」 ・生活習慣を整える。・学校生活のきまりを理解する。					
		いじめアンケート調査					
5月	いじめ対応サポート班 起きたときに即対応	学級のめあてのふりかえりと次月の設定					
	問題行動等状況報告提出 ・状況の把握	東っ子なかよし班スタート 「なかよし集会」 ・顔合わせ・絆づくり・名簿づくり・リーダーの存在感					
		遠足 ・仲間づくり ・体験的な活動					
		「生活チャレンジ週間」 ・生活習慣を整える。・学校生活のきまりを理解する。					
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ↓ 職員会議・終礼 ・気がかりな児童の報告	溪流稚魚放流 ・ふるさと学習					
	現職教育 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書活動(豊かな心) 1年間全体の人権・道徳教育の計画を作成確認	PTA親子奉仕作業 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり					
	問題行動等状況報告提出 ・状況の把握	運動会計画・準備 ・コミュニケーション力の育成 ・自主的な活動					
		いじめアンケート調査(児童)					
6月		運動会 ・体験的な活動 ・縦割り種目の練習 ・絆を強くする。					
		学級のめあてのふりかえりと次月の設定					
		いじめアンケート調査(児童・保護者・教職員)					
		ふれあいトーク(教育相談週間)					
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導検討 ↓ 職員会議・終礼 ・気がかりな児童の報告	「生活チャレンジ週間」 ・生活習慣を整える。・学校生活のきまりを理解する。					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 児童の学力向上を意識した授業のあり方を公開授業形式で実施。全員が公開、事後検討。	学級のめあてのふりかえりと次月の設定					
	問題行動等状況報告提出 ・状況の把握						

〔7～9月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
7 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導 ↓ 職員会議・終礼 ・気がかりな児童の報告	児童集会（保健委員会）－熱中症予防 ・基本的生活習慣の見直し					
	保護者会 ・情報や意見の収集	防犯教室 ・非行防止		防犯教室 ・非行防止・ネット犯罪			
	学力テストの分析 ・学力構造の把握	「生活チャレンジ週間」 ・生活習慣を整える。・学校生活のきまりを理解する。					
	問題行動等状況報告提出 ・状況の把握	いじめアンケート調査（児童）					
8 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・家庭訪問での情報把握 ↓ 職員会議・終礼 ・気がかりな児童の報告	学級のめあてのふりかえりと次月の設定					
	いじめに関する現職教育 ・前期の反省 ・後期からの取り組み 教員の意識点検	家庭での読書の推奨 ・豊かな心の把握					
		家庭訪問 クラスや地域の子供の状況を把握する					
		学級のめあてのふりかえりと次月の設定					
9 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ↓ 職員会議・終礼 ・気がかりな児童の報告	「生活チャレンジ週間」 ・生活習慣を整える。・学校生活のきまりを理解する。					
	授業研究	いじめアンケート調査（児童）					
	学校評価アンケート実施 ・活動のまとめとふりかえり	学級のめあてのふりかえりと次月の設定					
	問題行動等状況報告提出 ・状況の把握						

〔10～12月〕

教員の動き等		児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
10 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・アンケートの検討 ↓ 職員会議・終礼 ・気がかりな児童の報告	地域再発見ウォーク ・地域学習・ふるさと再発見					
		縦割り遊び					
		「生活チャレンジ週間」 ・生活習慣を整える。・学校生活のきまりを理解する。					
	授業研究	いじめアンケート調査（児童・保護者・教職員）					
	問題行動等状況報告提出 ・状況の把握	ふれあいトーク（教育相談週間）					中学校 体験入学
		学級のめあてのふりかえりと次月の設定					修学旅行 自主的計画
11 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業前指導検討 ↓ 職員会議・終礼 ・気がかりな児童の報告	児童集会（図書委員会）－読書月間の取り組み ・読書活動の啓蒙					
		市姫荘 訪問		自然教室 自主的活動・有用感		スポーツ フェスタ 有用感	
		子育て研修会					
	人権週間に関する現職教育 ・人権集会のもち方	「生活チャレンジ週間」 ・生活習慣を整える。・学校生活のきまりを理解する。					
	授業研究	いじめアンケート調査					
	問題行動等状況報告提出 ・状況の把握	学級のめあてのふりかえりと次月の設定					
12 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業前指導 ↓ 職員会議・終礼 ・気がかりな児童の報告	人権集会 ・交通安全・学校生活ボランティアの方々が、日頃自分たちの生活にどのようにかかわっているかを想起し、感謝の気持ちを行動で示す。					
		こども園との交流					
	授業研究	「生活チャレンジ週間」 ・生活習慣を整える。・学校生活のきまりを理解する。					
		いじめアンケート調査					
	保護者会 ・情報や意見の収集	学級のめあてのふりかえりと次月の設定					
	問題行動等状況報告提出 ・状況の把握						

〔1～3月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 冬季休業中の情報把握 ↓ 職員会議・終礼 - 気がかりな児童の報告 授業研究 問題行動等状況報告提出 - 状況の把握	なわとびタイム（縦割り班活動） - 自主的な活動 - 絆づくり - リーダーの存在感、自己有用感 送る会の計画 - 立案と準備 「生活チャレンジ週間」 - 生活習慣を整える。 - 学校生活のきまりを理解する。 いじめアンケート調査 お年寄り と交流 スケート教室 - 体験的活動・絆づくり 児童集会（給食委員会）－給食週間についての取り組み - 食育 - 感謝の心情の育成 学級のめあてのふりかえりと次月の設定					
		送る会に向けて - 心を込めた出し物の計画と準備 「生活チャレンジ週間」 - 生活習慣を整える。 - 学校生活のきまりを理解する。 いじめアンケート調査（児童・保護者・教職員） ふれあいトーク（教育相談週間） そば打ち 体験 - 地域交流 学級のめあてのふりかえりと次月の設定					
		6年生を送る会 - 自発的な活動 - 感謝の心 - 進級進学の自覚 - 自己有用感 「生活チャレンジ週間」 - 生活習慣を整える。 - 学校生活のきまりを理解する。 いじめアンケート調査（児童） 新入生と の交流 卒業前校 内奉仕作 業 学級のめあてのふりかえり					
		いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 年度末休業前指導 - 年度のふりかえり - 新年度に向けて計画の見直し ↓ 職員会議・終礼 - 課題確認 - 気がかりな児童の報告 アンケート分析・情報発信 - アンケート内容の公表 問題行動等状況報告提出 - 状況の把握					
2月	いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 年度末休業前指導検討 ↓ 職員会議・終礼 - 気がかりな児童の報告 学校評価アンケート実施 - 活動のまとめとふりかえり 問題行動等状況報告提出 - 状況の把握	送る会に向けて - 心を込めた出し物の計画と準備 「生活チャレンジ週間」 - 生活習慣を整える。 - 学校生活のきまりを理解する。 いじめアンケート調査（児童・保護者・教職員） ふれあいトーク（教育相談週間） そば打ち 体験 - 地域交流 学級のめあてのふりかえりと次月の設定					
		6年生を送る会 - 自発的な活動 - 感謝の心 - 進級進学 of 自覚 - 自己有用感 「生活チャレンジ週間」 - 生活習慣を整える。 - 学校生活のきまりを理解する。 いじめアンケート調査（児童） 新入生と の交流 卒業前校 内奉仕作 業 学級のめあてのふりかえり					
		いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 年度末休業前指導 - 年度のふりかえり - 新年度に向けて計画の見直し ↓ 職員会議・終礼 - 課題確認 - 気がかりな児童の報告 アンケート分析・情報発信 - アンケート内容の公表 問題行動等状況報告提出 - 状況の把握					
		いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 年度末休業前指導 ↓ 職員会議・終礼 - 気がかりな児童の報告 学校評価アンケート実施 - 活動のまとめとふりかえり 問題行動等状況報告提出 - 状況の把握					
3月	いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 年度末休業前指導 - 年度のふりかえり - 新年度に向けて計画の見直し ↓ 職員会議・終礼 - 課題確認 - 気がかりな児童の報告 アンケート分析・情報発信 - アンケート内容の公表 問題行動等状況報告提出 - 状況の把握	いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 年度末休業前指導 ↓ 職員会議・終礼 - 気がかりな児童の報告 学校評価アンケート実施 - 活動のまとめとふりかえり 問題行動等状況報告提出 - 状況の把握					
		いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 年度末休業前指導 ↓ 職員会議・終礼 - 気がかりな児童の報告 学校評価アンケート実施 - 活動のまとめとふりかえり 問題行動等状況報告提出 - 状況の把握					
		いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 年度末休業前指導 ↓ 職員会議・終礼 - 気がかりな児童の報告 学校評価アンケート実施 - 活動のまとめとふりかえり 問題行動等状況報告提出 - 状況の把握					
		いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 年度末休業前指導 ↓ 職員会議・終礼 - 気がかりな児童の報告 学校評価アンケート実施 - 活動のまとめとふりかえり 問題行動等状況報告提出 - 状況の把握					